

がない限り、飛行は停止するということも話しが返ってきております。一応御答弁とさせていただきます。

○教育次長（八木房雄君） 自席から御答弁をさせていただきます。

就学時検診の御質問でございますが、御案内のとおり昨年までは、二年連続もくせい会館とか健康センター、市民会館等におきまして、就学時検診を行ってわけでございますが、市民からの要望もございまして、各学校で検診ができないものか等ございまして、教育委員会としても検討いたしましたところ、交通上の問題、それからその学校へないむという関係もございまして、その地域の学校で、就学時検診を行うのが適当であろうというふうな結論をいただきました。本年四月、御案内のとおり東京都の教職員組合の西多摩支部福生地区協議会、通常地区協と申しますが、そういうことを申し入れておりまして、本年につきましても、各小學校で実施したいと、それで先生方の御協力をいただきました。このような申し入れをしてあつたのをごさいます。なかなか国交も開かれずにおりました。たまたま九月二十八日に成りまして、国交を開きまして、その席上各分会にかけりまして、検討してみろというふうな結論を得たわけでございます。したがってその間、事務折衝を何回もしていただけてござい

ますが、その折衝の中で回答をいただきました。本年度は学校で実施する場合でも、当初に計画されている年間計画を変更しながら実施していただくこと、それから二番として、義務教育といふとも教員は手伝いができないというふうな意見の条件で学校を使用することやむを得ないという旨の回答をいただいたわけでございます。

したがって、本年に至りまして、十一月十六日から十二月四日まで各小學校におきまして、私も教育委員会の職員と学校医、並びに学校の校長、教頭の協力を得まして、昨年とおりの検査を実施いたしました結果、十二月四日に無事終わつたわけでございます。その実態でございますが、全体では該当者が八百六十一人おります。それで、受診者数は八百三十五人ございまして、パーセントで申し上げますと九七％でございます。未受診者数は二十六人ございまして、その内訳でございますが、六人が私立小學校に入学予定でございまして、それから、病氣等の連絡で十九人が見えませんでした。その内訳を申し上げますと、転出または予定者が十一人、それから病氣で七人、米国在住で一人と計十九人でございます。それから、その他施設に入所している方が一人でございます。合計二次検査が二十六人ということになっております。

学校医から特に指摘された関係でございますが、虫歯の未処置が六百五

十六人で七八%となっております。それから、扁桃腺肥大が十二人、それから、アトギン性皮膚炎が十一人でございます。これは生まれつきの湿疹でございまして、高学年になるに治るといふ皮膚炎でございします。それから、頸部リンパ腺肥大が九人、その他湿疹が八人という結果でございします。

本年度の就学時健康診断におきましては、受診者全員のお子さんか来年度は普通学級に就学できるという予定でございします。以上御報告を申し上げます。

○市民部長（井上久男君） それでは、基地問題の九月から十一月にかけての発着状況でございますが、リサイクルセンターにおいて騒音測定を行っております実態によりますと九月の飛行回数については一千二百六十九回で一日平均四十二回程度です。それから、十月においては一千六十四回で一日平均三十四回程度でございします。十一月につきましては、一千六百二十七回で一日平均五十四回程度となっておりますが、昨年と同時期に比較してみますと、一日平均昨年から四十二回程度で、本年が四十三回程度です。すから、ほとんど前年と比較して増減がないというような状況でございします。

○総務部長（浅見裕康君） それでは、私どもからパートタイマーの現状につきまして御説明申し上げます。

十二月一日現在の登録者数でございしますけれども、一般事務のパートが二十五名、現在実質的に勤務しているものが九名でございします。それから、給食センター関係が十八人、勤務しているものが十七人、保育関係でございしますけれども、これが登録が十一人勤務しているものが九人でございします。

賃金の関係でございしますけれども、一般事務については、時間給五百円、そのほかに一日交通費として百五十円。以下交通費などは同額でございします。給食につきまして、配膳関係につきましては五百三十円。それから、調理員につきましては六百三十円。それから、保育園関係でございしますけれども、長時間保育の関係につきましては六百三十円。それから、代替の関係につきましては五百八十円。こういうぐあいになっております。

それから、勤務時間でございしますけれども、一般事務については午前九時から午後四時まで、当然、昼休みの間があるわけでございします。土曜日が午前九時から十二時まで。それから、図書館については月二回日曜勤務がございします。給食につきましては午前十時から午後二時。それから、保育園につきましては、長時間の保育の関係につきましては午前七時三十分から同じく九時まで。それと間をおきまして、午後になりまして

四時から六時まで。代替にマキ手しては、午前八時三十分から午後五時までというよう
な勤務体系になっております。

○十番（遠藤洋一君）再質問させていただきます。

まず、一番目の就学時検診のことについて前後しておりますけれども、就学時検
診のことで伺っておきたかったのですけれども、八木さんの話の中で、地匠協との国交で、
各分会単位で検討した結果、回答としては学校の年間計画に差し支わりのない程
度、変更しない中々やる。それから、教員が手伝わないということが出てきたということ
ですけれども、このことにつきましては、単に学校施設を使うということだけで国交した
わけではないと思います。つまり、しかるべき手伝いもやられたという形で国交したと思
うのですけれども、結局どうして先生は手伝わないということになつてきたのかということ
については、少し明らかにしたいと思つたのです。

それともう一つは、八百六十一名の内訳を聞いてゐるわけですが、こゝしはそう
すると、いわゆる就学相談に見えられたお子さんというのは、本年についてどうい
うふうになつてゐるかということをおきたいというふうに思つております。

それから、就健の内容ですけれども、検査の内容そのものは昨年度と同じよう

に最も一般的検査と言われてますけれども、菱形を書かせるようなことについては行つてきた
のかどうかということ等々について、一応伺つておきたいというふうに思います。

それから、次は基地の問題に關しましては、市長さんが合同委員会での要望をする
ために司令官に會つてこのお話をしたことは、よくわかりましたけれども、しかし、相も変わらな
夜中のエンジンテストというのは、大変に耳障りでよく聞えますし、先月データーをとつ
てみたのですけれども、やはり夜中の一時、二時になつてからのエンジンテストというのは、十一月
近くになつてから六回近くあるのです。市内の住んでらっしゃる場所によつては、全く騒
音から逃れることのできる人もゐるのかもしれませんが、滑走路の下とかあるいは
私の住んでゐるあたりでは、かなりうるさいということになりまして、ぜひその辺について
の具体的なかつ積極的な申し入れという形を行つていただきたいというふうに、市長に
は要望したいと思います。そのことについては、それまでです。

次に、パートの問題ですけれども、いまの説明の中で、一般の事務職で勤務してゐる
のはいま九名であるというような話して、それから図書館の人の場合には、日曜代替休
みであるということですから、一般の中に図書館の職務が入つてゐるわけですね。後でよろ
しいですけれども、そのうち図書館は何名かということをお聞きしたい。それからもう一つ、教

育委員会の給食のことになると思いますけれども、配膳のパートの人について現在の状態と、それから学校に行っている子供たちなんか聞いて、パートの人の形が変わるのじゃないかと、学校の配膳のことで新しくパートの人を採用するというような形になったのかというふうに聞いてみるのですけれども、新しくもしもパートの人についての条件あるいは今後の方法を変えたとすれば、それらについて伺っていただきたい。

というのは、学校それぞれに配膳の人が入っているわけで、教師、事務局並びに子供たちになじみの多い人もいますし、かなり専門化してきたようなところもあると思うのですけれども、それらについての人のこれらのこれから起こる問題を含めて、こういった形になつていくということについて、伺っていただきたいと、この三点について伺いたいと思います。

○教育次長（八木房雄君） 答えを申し上げます。

先ほど御答弁申し上げたのですが、地臣協との国交の中において教育委員会としては、施設である学校と先生方の御協力を依頼していったということでございます。そして、本年に至りましたは、回答の中には養護教員といえども教育は手伝わないというところでございまして、一般の先生方の協力はほとんどの学校で会場の設備とか準備などには自然に御協力をいただいていたということでございます。なお、非公式で

はございしますが、二校ぐらいは、学校でやつてもよろしいのじゃないかというふうなお話も承っております。そういうふうな結果でございます。

それから、就学時相談の関係でございますが、それにつきましては、二名ことしおりました、すでに教育委員会の方で相談を受けております。

それから、検査内容でございますが、昨年と同じく菱形の検査を実施いたしていただいております。

それから、配膳パートの関係でございますが、この件につきましては、本年の六月に貫井議員さんからの御質問がございまして、その雇用規程とか雇用形態等の御指摘をいただいております。それから監査事務局からも八月の報告にもございしますように、その雇用形態とか、それから地方公務員法第二十二条において、一年以上は任用をできないというふうな御指摘もいただいております関係上、本年教育委員会の内部におきましても検討いたしました結果、福生市学校給食配膳パートタイマー雇用規程というものを九月一日で施行いたしますと、その内容によりますと、第三条におきましては、教育委員会は、毎年当初に市内に居住する婦人の応募により、必要とする定員と福生市学校給食配膳パートタイマー登録者名簿

に登録すると、こういうふうになっておりまして、来年度の關係でございまして、二月に広報等によりまして、募集をいたしまして、選考の結果、登録をしていきたいというふうに考えております。

そういうふうになりまして、後は時間形態等については、総務部長から申し上げたとおりでございまして、午前十時から午後二時ぐらいまでということになっております。そういうふうなことで今後雇用していきたいと。なお、現在までいる人の問題でございまして、この人たちにも応募していただくようにということ、八月十七日に私も説明をしておりますが、勤務成績が良好であるならば、それらについても考慮していきたいというふうに考えておりますが、勤務成績が好ましくないという場合については、やはりこの第七条にのみまして、勤務成績が著しく劣るときとか、心身の故障により職務の遂行に支障のあるときとか、全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあったとき等を適用いたしまして、御辞退していただく場合もあるということでございます。今後この雇用規定によって運営をしていきたいというふうに考えております。以上お答え申し上げます。

○総務部長（浅見裕康君） 先ほど申し上げました一般事務パートの中には図書館が

入っております。現在九名が全部事務職でございまして、そのうち図書館、中央館、それと分館を含めまして七名がパートに含まれております。

○十番（遠藤洋一君） そうしますと、たとえば図書館には七名というのはいさふん多い数だろうというふうに思ひまして、予算、決算の委員会等でも、パートの問題というのはいましばしば出されているわけです。特に、労災保険等々との問題に關しまして、それが出ているわけですから、それはそれなりに解決されていると思ひますけれども、いまの教育委員会のパートの方の規程の中で、福生市のパートの雇用の規程というのがあります、そこではパートタイマーが次の各号の一に該当するときは、その職を免じ登録を抹消する。勤務成績が著しく劣る。それから全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあったときというふうに、登録を抹消することに於いての条件は十項目だけなのですから、いま伺う限りでは体の健康の問題というの、この登録抹消の条件の中に入っているのですね。、そうですか、わかりました。

それでは、一つだけ伺っておきたいのですけれども、その中でやはりパートの問題に關しましては、パートの人といふのも、いまのところは、法例で一年以上は使用できないというふうになっていることから、一年ごとに、要するに法律の上でいうか、登録の

上ではほとんど新しい人になっているということです。しかし、中には事実上の長期雇用というような形でさまざまな習熟の問題、図書館等の業務もそうだし、うけれども、習熟を必要とすることも含めまして、長期にパートとして再登録を続けていくという人はいるのじゃないかというふうに思っておりますけれども、どちらにしましても伺っておきたいのは、パートにおける労災、その他の保険の関係について、どのようになっているかということをもう一度ここで伺いたい。

それからもう一つは、パートの中で事実上、条例その他から言えば一年以上の人はいないということになると思うのですが、実際には顔をずっと見ている人もいるわけですし、それらの人々に関しましては、たとえば一年あるいは二年という形でその職場でお付き合いをしてもらっている、たとえば簡単に言えば年越しのもち代みなどのものすらも用意されないのだろうというふうに思っているのですが、それらのことに関しても温情あるような施策というものはパート問題に関しては、打ち出せないものなのかどうかということもぜひ聞いておきたいというのがありますし、配膳のパートの問題に対して伺っていただきたいのは、これは二月に再募集をしまして、来年の四月の雇用から始まるということだと、現在のパートの人の雇用というのは一体どのような形ですか。

つてきたかということについて、もう一回質問してみたいと思います。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

先ほどの配膳員が次の各号の一に該当するときは、配膳員の職を免じて登録から抹消するということの中で、自身の故障というものがございまして、遠藤議員さんの御案内のとおり、子供たちの給食を取り扱う関係上、そういうふうなものが入っているわけではあります。

それから、労災については適用がございまして入っております。

それから、現在二十日以上勤務をした場合には、一日分加算しているということもございします。

それから、現在の配膳員の関係でございしますが、この規程によりまして、昭和五十六年度中の配膳員の雇用の名簿に登録されていない者を配膳員に雇用することができるということになっておりますので、それを適用させていたしております。

○十番（遠藤洋一君） それから、一つおぼえていたのが、これを最後の質問にしますけれども、先ほどの就学時相談のことで、就学相談二名という形になっておりますけれども、結論的には就学相談をした後にどのような形になっているのか伺っておきたいと思っております。

これでおしまいにします。

○教育次長（八木房雄君） 先般の教育指導委員会におきまして、二名の方につきましまして、専門の医師とか、それから養護学校の教諭とか、市内の学校長とかいろいろの方に御相談いただきまして、二名のうち一名は普通学級、一名は特殊学級に入るということで決定をしております。

○十番（遠藤洋一君） 就健のこと、その他につきまして御回答いただいております。ありがとうございます。

同時に二三年間にわたりまして、福生の子供は福生の地域で学ぶというこの原則がそれぞれ父母やあるいは、本人の希望と努力によってなされているということに敬意を表したいと思います。しかし、本年問題になりました就学时検診の学校自身における教組との話し合い、あるいは来年度の内容その他につきましては、さらに慎重に進めていただきたいと思ひますし、一昨年のような形での団交を打ち切られるというこのないような形で、相方納得する形でいつていただきますと、教育現場の混乱ということがありますので、その辺のことにつきましては、検討していただきたいと思ひます。

○議長（末次性男君） 次に九番 小野沢 久君。

（九番 小野沢 久君 登壇）

○九番（小野沢 久君） 通告に従ひまして、二点について一般質問をさせていただきます。まず、職員の退職手当についてでございますが、現在国家公務員及び地方公務員の給与や退職金について市民の関心が非常に高まっているときでもありますので、当市における退職手当について二、三 お尋ねいたします。

当市は一部事務組合であります、東京都市町村退職手当組合に加入して対応していることは御承知のとおりでございます。そこで、若干他市の状況を見てみますと、東京都が普通退職の最高が現在六十カ月、勧奨退職の最高が九十カ月であります。また高い所では、国分寺市が普通が六十五カ月、勧奨が百二十二、五カ月でこれは全国で二位でございますが、府中市が普通退職七十カ月、勧奨が百二十五、日野市が六十五カ月の百十七カ月、隣りの昭島市においては、普通退職が七十カ月、勧奨が百五カ月となっております。青梅市においても普通退職が六十四カ月、勧奨退職が百三カ月となっております。低い方では保谷市が普通退職が六十カ月、勧奨が八十カ月とあります。民間の関係をちよつと見ますと、これは精密機械関係の一部上場の会社

で、比較的上位位と思われるけれども、定年退職勤続三十二年で四十五カ月、勤奨退職というのがございせんので、自己退職の場合は、その月数の八割となっております。

また、これは先の人事院の調べですが、官民の比較について、勤続年数二十五年で国家公務員が一千四十七万円、民間企業が九百三十一万円、格差が二一％。勤続年数三十年で国家公務員が一千四百六十三万円、民間企業一千三百三十九万円、格差八％。三十五年で国家公務員が一千八百三十七万円、民間企業が一千六百八十三万円、格差八％となっております。

そこで、当市の状況を見ますと、普通退職すると勤奨退職、整理退職がございしますが、普通退職の最高額が七十九カ月、勤奨退職が私の計算によりますと八十四、六カ月になります。そこで、普通退職あるいは勤奨退職の件数について、どのようなになっているか、私の計算の方法でいいかどうか。また、二二五年ぐらいのそれぞれの退職者数、普通と勤奨に分けてお答え願いたいと思います。

また、条例で言っております給料月額の内容はどのような内容になっているか、お答えをいただきますかと思っております。

次に、多摩川の治水対策についてお伺いをいたします。

八月末の台風十五号は、東日本一帯に大変大きな被害をもたらしました。この多摩川においても、奥多摩湖が溢杯となり、放水も行われ、久々に川幅一杯に濁流が流れたわけでございます。私も利根川の支流の小貝川の決壊現場をすぐさま視察をしてまいりました。ガンフが通れる大変大きな堤防ですが、決壊し、洪水した現場を見るにつけ、実際にこれで多摩川の堤防がどうなるのだろうかということも心配したわけでございます。また時を同じくして一部の市民からもそのような声を聞いたわけでございます。

そこで、多摩川の堤防の安全について、定期的な点検あるいは、安全対策はどうなっているのか。また、奥多摩湖の放水が始まった場合の対応はどのようなになっているか。もう一つ、現在多摩川の下の新堤の構築工事について、聞くところによりますと野焼きの関係ということも工事中断されているわけでございますけれども、建設省の動向、あるいはこれの予算等はどのようなになっているのか。以上壇上での質問とさせていただきます。

(市長 田村匡雄 君登壇)

○市長(田村匡雄君) 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

職員退職手当てについては、部長から詳しく答弁させていただきますけれども、よろしく願ひして

おります。

多摩川の治水対策でございますけれども、御案内のように近年河川流域開発の進展により、河川の流出量の増大により、本年発生した石狩川、利根川の洪水被害に見られるような大きな被害が発生しております。このようなことから、昭和五十七年度を初年度として、第六次治水事業五カ年計画を策定しようとしております。

ところで、御指摘の多摩川の治水対策でございますが、多摩川は流域自治体が十七以上に及び、日本有数の都市河川であります。御承知のように、近年この流域も産業経済の発展と、人口急増による都市化が著しく、いわゆる流域人口も数百万人に及んでおります。このため、たびたび洪水を起しますと、大災害につながる現状であります。これは事実であると思っております。当市におきましても、永田それから田園地区に危険個所もあります。多摩川は国の直轄河川でありますので、それが関係する自治体、東京都の二区十三市一町、川崎市で昭和五十三年八月に多摩川河川行政連絡会並びに多摩川改修促進協議会を設立いたしました。河川についての勉強会、国家予算獲得に向けての活動を続けておるところであります。

下流部の高潮対策や無提部対策、または支川である浅川にまたまた危険個

所が多く、上流部の対策が遅れがちでございます。河道整備や新提整備を早期に実現していただくよう努力を傾注しているところでございますので、よろしく願います。細部については、部長から答弁させていただきますのでよろしく願います。

○総務部長（浅見裕康君） それでは、ただいま御質問ございました退職手当の関係につきましても、私も報告申し上げます。

まず、福生のいわゆる普通退職と勤奨退職の上限、そういつたものにつきましては、たまたまお話がございましてのと全く同じでございます。なお、算定基礎も同様でございます。

それで、過去五年の退職の関係につきましては、ちよつと実績を申し上げてみたいと思います。年度別にちよつと申し上げます。

五十一年度、普通退職が六名、対象の金額は退職金額でございますけれども、これが一千二百八十一万五千円でございます。それから、勤奨退職が二名、これが一千八百五十九万円でございす。合計八人で三千二百四十五万五千円であります。五十二年普通退職が十名、金額が一千七百九十九万七千円。それから勤奨が二名、二千二百四十三万九千円。合計で十二名、四千三百四十三万五千円。五十三年、普通が四名、金額が一千六百三十六万二千円。勤奨が三名、四千三百三十二万九千円。合計で七名で五千九百六十九万一千円。五十四年、

普通退職五名、二千五百四十一万七千円。そのほかに、死傷病退職として一名、三百九十一万五千円。次に勸奨退職が一名、一千九百九十三万三千円。合計で七名で三千九百五十二万五千円。五十五年、普通退職九名、四千三百八十二万八千円。それから、死傷病退職一名、四百八十三万円。それから勸奨退職七名、一億六千七百十六万一千円。合計十七名で二億一千五百八十一万九千円に相成っております。合計の退職者数が普通、勸奨合わせて五十一年から五十五年度が五十一名に相成っております。

○建設部長（内田和雄君） 自席から市長の補足をさせていただきます。

内容は多摩川の堤防の関係でございますが、御承知のように四十九年の九月に狹江災害が起ったわけでございますが、それらに對しまして、昭和五十年三月に多摩川の現在のいろいろな工事の実施基本計画というものができてゐるわけでございます。それを見ますと、前計画では、基準点、石原、これは調布市を更正重量を八千七百トン——これは秒当たりでございますが——をもとにいたしましたして、これらもまた上流のダム等におきまして調整いたしましたして、その調整量二千二百トン等を引きますと六千五百トンぐらゐが、その地点を流れるということでございます。当市の大体多摩川関係では、河口から約五十一キロというのが当市の大体位置してゐるような感じてございます。

（内田君に訂正あり）

そうしますと、大体この辺のこのころの流れる量は、二千六百トンから二千八百トンぐらゐが流れてゐる計算になります。そうしますと、多摩橋のところを見ますと、大体多摩橋の橋げたから約一、五メートル下ぐらゐまではその量ですとくるわけでございます。その程度でしたら、まだこの当市にかかります多摩川の関係では、安全であらうということがあります。

それから、点検等でございますが、先般の台風等の後も私も回りまして、危険箇所と申しまうか、そういうところが、いままでのいろいろな陳情やらで、かなり護岸工事をしていただゐるわけですが、まだ一部永田橋の上流になりますか、そのところにちょうど羽村のところから来て当たる場所があります。その辺、ちょっと危険性があるように感じました。それらについては、建設省の方にもお願いしてございます。また、これからいろいろ改善についてお願いをしていくつもりでございますので、どうかいろいろな点で御協力をお願いする次第でございます。

それから後、新堤の状況でございますが、多摩橋から見まして、ちやうど不法占拠してあります千前まで百七メートルが新しくなっております。それからずっと下に行きまして、ちやうど牛渡の下になりますか、そのところを二百六十メートル新しく